

## 戦争法の施行に抗議し、廃止を目指し闘う声明

2016年3月29日、戦争法が施行された。

国会では野党5党が戦争法の廃止法案を国会に提出し、国会の外では多くの国民が「戦争法は廃止せよ」の声をあげている中での施行である。

戦争法が施行されたことにより、日本が戦争のできる国へと大きく舵を切り、自衛隊が他国の戦争に参加することが可能となった。

憲法9条では『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する』『前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない』と戦争放棄と平和主義を高らかに掲げている。

戦争法の施行は、世界からも平和の国日本として認められ、信頼されてきた今日までの日本のあり方を大きく変えるものである。

そもそも戦争法は、憲法9条の解釈を強引に捻じ曲げ、集団的自衛権の行使などを可能にした憲法違反の法律である。

憲法を無視し、国民や多くの野党の反対の声を無視する行為は、権力の暴走であり、立憲主義や民主主義を破壊する行為である。

我々国労東海本部は、民主主義や立憲主義を破壊し、平和を踏みにじる行為を断じて許すものではない。

今、戦争法廃止の声は日増しに大きくなり、総がかり実行委員会をはじめ『安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合』や多くの共闘が生まれ、市民連合の提起に賛同する国労OB有志連絡会も発足した。

我々、国労東海本部は、戦争法に反対する野党や労働組合、市民と共闘して2000万署名をはじめとした多くの取り組みを積極的に行ってきた。

多くの国民や労働者が声をあげられずに破滅の道、戦争へと突き進んで行った過去の歴史を忘れずに、平和な未来に向け、戦争法反対の声をあげ続け、廃止に追い込むまで闘い続けることを改めて表明する。

2016年3月29日

国鉄労働組合東海本部